

静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第40号

静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和38年静岡県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（復学等及び転入学の場合の授業料の額） 第5条 各期の中途において復学、編入学又は再入学（以下この条において「復学等」という。）をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（単位制による課程にあつては、各期における徴収額の6分の1に相当する額）に復学等の日の属する月から当該期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。 2・3 （略） 附 則 1 （略） 2 <u>昭和60年3月31日に静岡県立御殿場高等学校町立小山分校（以下「旧高等学校」という。）に在学する者で、同年4月1日以降引き続き静岡県立小山高等学校定時制課程に在学することとなるものの昭和60年度以降の授業料に限り、第2条第1項の表中「14,400円」とあるのは、旧高等学校に昭和58年度以前に入学した者の授業料にあつては「7,200円」と、昭和59年度に入学した者の授業料にあつては「12,000円」とする。</u>	（復学等及び転入学の場合の授業料の額） 第5条 各期の中途において復学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から徴収する当該期分の授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（単位制による課程にあつては、各期における徴収額の6分の1に相当する額）に復学等の日の属する月から当該期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。 2・3 （略） 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 （略） <u>（授業料の徴収期限の特例）</u> 2 <u>令和7年度に静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金の支給の申請をした者（以下「申請者」という。）であつて、令和7年7月16日までに当該申請に対する審査の結果の通知（以下「審査結果通知」という。）がされていないものに対する第3条第1項の規定の適用については、同項の表中「7月31日」とあるのは、「静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金の支給の申請に対する審査の結果の通知がされた日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。</u> 3 <u>申請者であつて、令和7年10月16日までに審査結果通知がされていないものに対する第3条第1項から第3項までの規定の適用につ</u>

	いては、同条第1項の表、第2項の表及び第3項中「10月31日」とあるのは、「静岡県公立高等学校等高校生等臨時支援金の支給の申請に対する審査の結果の通知がされた日の翌日から起算して15日を経過する日」とする。 4 申請者であつて、復学等及び転入学をした日の翌日から起算して10日を経過する日までに審査結果通知がされていないものの第5条第1項及び第2項の授業料は、同条第3項の規定にかかわらず、当該期の徴収期限又は審査結果通知がされた日の翌日から起算して15日を経過する日のいずれか遅い日までに徴収するものとする。
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。